

らないものとされているものを除く。) をする方法をいう。第一百二条の九第二項第九号において同じ。)

- 3 会社法第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。

(創立総会)

第一百二条の五 発起人は、定款を作成した後、会員になろうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 設立を予定する自主規制法人の会員となる予定の者(以下この条において「加入予定者」という。)は、創立総会の開会までに、出資の全額を払い込まなければならない。

3 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会では、定款を修正することができる。

5 第三項の創立総会の議事は、加入予定者であつてその開会までに出資の全額の払込みをした者の二分の一以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

6 加入予定者で、自主規制法人の成立の時までに出資の全額を払い込まない者は、自主規制法人の成立

の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。

(準用規定)

第一百二条の六 第八十八条の五から第八十八条の二十一までの規定は、自主規制法人の設立について準用する。

(会社法の準用)

第一百二条の七 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、自主規制法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）又は設立する持分会社の社員等（社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「会員、理事長及び理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で

定める。

第二回 登記

(成立)

第一百二条の八　自主規制法人は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることにより成立する。

2　前項の場合を除くほか、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(登記)

第一百二条の九　自主規制法人の設立の登記は、創立総会の終了の日から一週間以内に、しなければならない。

2　前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在場所

- 四 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 五 基本金及び払い込んだ出資金額
- 六 出資一口の金額及びその払込方法
- 七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 八 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- 九 公告方法
- 3 自主規制法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。
- (登記手続に関する規定の準用)
- 第一百二条の十 第八十九条の三から第八十九条の九までの規定は、自主規制法人について準用する。この場合において、第八十九条の四第一項、第八十九条の五及び第八十九条の九中「第八十九条の二第二項」とあるのは、「第一百二条の九第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令

で定める。

(商業登記法等の準用)

第一百二条の十一 商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで及び第一百三十二条から第一百四十八条まで並びに会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、自主規制法人に関する登記について準用する。この場合において、商業登記法第十七条第二項第一号中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第四十八条、第四十九条第一項、第五十条第二項及び第四項並びに第一百三十八条第一項及び第二項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第十七条第三項及び第二十条第三項中「会社の支店」とあるのは「自主規制法人の従たる事務所」と、同法第二十五条第三項、第四十八条第一項、第四十九条第一項及び第二项、第五十条第一項から第三項まで、第五十一条第一項、第五十三条並びに第一百三十八条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第二条の九第二項各号」と、同法第五十

二条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において金融商品取引法第二百二条の九第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、会社法第九百三十七条第一項中「本店（第一号）トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされてゐるときには、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三目 会員

（会員の資格）

第一百二条の十二　自主規制法人の会員は、金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社に限る。

（準用規定）

第一百二条の十三　第九十二条から第九十六条までの規定は、自主規制法人の会員について準用する。

第四目 自主規制業務

（自主規制法人による自主規制業務）

第一百二条の十四　自主規制法人は、自主規制業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなけ

ればならない。

(認可の申請)

第一百二条の十五 前条の認可を受けようとする自主規制法人は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の氏名及び会員の商号又は名称

- 2 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 第八十二条第三項の規定は、第一項の認可申請書について準用する。

(認可の基準)

第一百二条の十六 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務規程の規定が法令に適合し、かつ、自主規制業務を適切に運営するために十分である

こと。

二 認可申請者が自主規制業務を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 認可申請者が自主規制法人としてこの法律の規定に適合するよう組織されるものであること。

2 第八十二条第二項の規定は、前項の認可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第一百六条の二十一第一項若しくは第一百六条の二十八第一項」とあるのは「第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十八第一項、第一百五十三条の四において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十二条第一項」と、同項第三号口中「第一百四十八条若しくは第一百五十二条第一項」とあるのは「第一百四十八条若しくは第一百五十二条第一項の規定により免許を取り消された場合」とあるのは「第一百四十八条若しくは第一百五十二条第一項の規定により免許を取り消された場合、第一百五十三条の四において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十二条第一項の規定により認可を取り消された場合」と、同号亦中「第一百五十条、第一百五十二条第一項」とあるのは「第一百五十条若しくは第一百五十二条第一項（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（審問に関する規定の準用）

第一百二条の十七 第八十五条の四の規定は、第一百二条の十四の認可について準用する。

(委託業務)

第一百二条の十八 自主規制法人は、金融商品取引所の委託を受けて、当該金融商品取引所に係る自主規制業務を行う。

(再委託の禁止)

第一百二条の十九 前条の規定により自主規制業務の委託を受けた自主規制法人は、当該委託を受けた自主規制業務を他の者に委託することができない。

(委託関係の終了)

第一百二条の二十 自主規制法人が金融商品取引所の委託を受けて行う自主規制業務は、当該自主規制法人が第一百二条の三十五第一項各号に掲げる事由により解散した場合には、終了するものとする。この場合において、委託された自主規制業務は、委託金融商品取引所（自主規制業務を委託した金融商品取引所をいう。以下この章において同じ。）が行わなければならない。

第五目 管理

(業務の制限)

第一百二条の二十一　自主規制法人は、営利の目的をもつて業務を行つてはならない。

(業務の範囲)

第一百二条の二十二　自主規制法人は、自主規制業務及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うこと
ができない。

(役員の選任等)

第一百二条の二十三　自主規制法人に、役員として、理事長一人、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 理事及び監事は、総会の決議によつて選任する。

3 理事の過半数は、外部理事（委託金融商品取引所又はその子会社（第八十七条の三第二項に規定する
子会社をいう。以下この項、第一百二十二条、第一百二十四条第一項第四号、第二項第一号及び第三項第二
号並びに第一百五十一条において同じ。）の取締役、理事若しくは執行役又は支配人その他の使用者でな
く、かつ、過去に委託金融商品取引所又はその子会社の取締役、理事若しくは執行役又は支配人その他
の使用者となつたことがない者より選任された理事をいう。以下この項において同じ。）でなければな

らない。

- 4 第二十九条の四第一項第二号イからトまで又は会社法第二百三十二条第一項第二号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 5 役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

- 6 理事長は、理事の互選により外部理事の中から選任する。

(役員の職務等)

- 第百二条の二十四 理事長は、自主規制法人を代表し、その事務を総理する。

- 2 理事は、定款の定めるところにより、自主規制法人を代表し、理事長を補佐して自主規制法人の事務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長に欠員があるときはその職務を行う。

- 3 監事は、自主規制法人の事務を監査する。

(理事の任期等)

- 第一百二条の二十五 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

2 理事は、二回に限り再任されることができる。

3 理事は、総会において、会員の過半数が出席し、出席した会員の五分の四以上に当たる多数による決議をもつて同意を与えた場合でなければ解任されない。

(理事の取締役会への出席)

第一百二条の二十六 理事は、必要があると認めるときは、委託金融商品取引所の取締役会又は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の開催)

第一百二条の二十七 自主規制法人の理事会（以下この款において「理事会」という。）は、三月に一回以上開催しなければならない。

2 理事会は、理事長が招集する。

(理事による理事会の招集請求)

第一百二条の二十八 理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して理事会の招集を請求することができます。

(理事会の招集手続)

第一百二条の二十九 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前（これを下回る期間を理事会で定めた場合にあつては、その期間）までに、各理事に対し通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第一百二条の三十 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数で、かつ、出席した外部理事の過半数をもつて行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(議事録)

第一百二十二条の三十一　自主規制法人は、理事会の日から十年間、前条第三項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2　当該自主規制法人の会員は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、前項の議事録について次に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

一　前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二　前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの

3　裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該委託金融商品取引所、当該委託金融商品取引所を子会社（会社がその株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。）とする金融商品取引所持株会社又は当該委託金融商品取引所の子会社（第八十七条の二第二項に規定する子

会社をいう。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。

4 会社法第八百六十八条规定第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（業務規程等の変更の取扱い）

第一百二条の三十二 委託金融商品取引所は、当該金融商品取引所の業務規程その他の規則に定める事項のうち自主規制業務に関連するものとして内閣府令で定めるものの変更又は廃止をしようとするときは、受託自主規制法人の同意を得なければならない。

（理事会による必要な措置の助言）

第一百二条の三十三 理事会は、必要があると認めるときは、委託金融商品取引所が開設する金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全

な発展及び投資者の保護に資するために行うべき措置について、委託金融商品取引所に助言をすることができる。

- 2 理事会が前項の助言を行つた場合において、当該助言を受けた当該委託金融商品取引所は、当該助言に従つて措置を講じたとき、又は講じなかつたときは、当該措置の内容又は措置を講じなかつた旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会に対する業務の報告)

第一百二条の三十四 委託金融商品取引所は、業務執行の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、理事会に報告しなければならない。

- 2 理事会は、委託金融商品取引所の理事、取締役及び執行役並びに支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求めることができる。

第六目 解散

(自主規制法人の解散事由)

第一百二条の三十五 自主規制法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款で定めた解散の事由の発生

二 総会の決議

三 会員が存在しなくなつたこと。

四 破産手続開始の決定

五 成立の日から六月以内に第百二条の十五第一項の規定による認可の申請を行わなかつたこと。

六 内閣総理大臣が第百二条の十四の認可を与えないこととしたこと。

七 第百二条の十四の認可の取消し

2 自主規制法人は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(解散手続に関する規定の準用)

第一百二条の三十六 第百条の二から第百条の十六まで及び第百条の十八から第百条の一十二までの規定は、自主規制法人について準用する。この場合において、第百条の三中「合併及び破産手続開始の決定による解散」とあるのは「破産手続開始の決定による解散」と、第百条の四、第百条の六及び第百条の

九中「第百条の十七第一項」とあるのは「第百二条の三十七第一項」と、第百条の五第二項中「第八十条第一項の免許の取消し」とあるのは「第百二条の十四の認可の取消し」と、第百条の六中「第百条の四」とあるのは「第百二条の三十六において準用する第百条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第一百二条の三十七 会社法第四百九十二条第一項及び第三項、第五百七条（第二項を除く。）、第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十七条第一項及び第四項、第六百五十条第二項、第六百五十五条第一項から第五項まで並びに第六百六十二条から第六百六十四条までの規定は、自主規制法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第四百九十二条第一項中「清算人（清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）」とあるのは「清算人」と、同項及び同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第四百九十二条第三項及び第五百七条第三項中「株主総会」とあるのは「総会」と、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一條第五号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続

が終了していない場合を除く。」とあるのは「破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。」と、同法第六百四十七条第一項第一号中「業務を執行する社員」とあるのは「理事長及び理事」と、同項第三号中「社員（業務を執行する社員を定款で定めた場合にあつては、その社員）の過半数の同意によつて定める」とあるのは「総会の決議によつて選任された」と、同法第六百五十五条第三項中「互選」とあるのは「互選又は総会の決議」と、同条第四項中「業務を執行する社員」とあるのは「理事長又は理事」と、「社員を」とあるのは「理事長又は理事を定款において」と、「代表する社員が」とあるのは「代表する理事長及び理事（定款でその代表権を制限されている者を除く。）が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十二条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、自主規制法人の清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算人の不法行為能力等）

第一百二条の三十八 第八十八条の九、第八十八条の十二から第八十八条の十五まで及び第一百条の一十三の規定は、自主規制法人の清算人がその職務を行う場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第一百二条の三十九 商業登記法第七十一条第一項の規定は、この法律による自主規制法人の解散の登記について準用する。

第二款 取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一目 総則

(定款)

第一百三条 株式会社金融商品取引所の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

二 規則の作成に関する事項

三 取引所金融商品市場に関する事項

四 自主規制委員会を設置する場合にあつては、その旨

(議決権の保有制限)

第一百二条の二 何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の一二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

- 3 前項の場合において、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、株式会社金融商品取引所の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。
ただし、当該特定保有者が第一百六条の二第一項に規定する地方公共団体等である場合であつて、当該地方公共団体等が同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。
- 5 次の各号に掲げる場合における前各項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。
 - 一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式会社金融商品取引所の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該対象議決権
 - 二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が株式会社金融商品取引所の

対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権

- 6 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(対象議決権保有届出書の提出)

第一百三十三条 株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴取及び検査)

第一百三十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対

し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にその者の書類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（発行済株式の総数等の縦覧）

第一百四条 株式会社金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の内閣府令で定める事項を、公衆の縦覧に供しなければならない。

（取締役等の適格性等）

第一百四条の二 会社法第三百三十一條第二項ただし書（同法第三百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、株式会社金融商品取引所については、適用しない。

（資本の減少の認可等）

第一百五条 株式会社金融商品取引所は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 株式会社金融商品取引所は、その資本金の額を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(役員の特例)

第一百五条の二 第九十八条第四項及び第五項の規定は、株式会社金融商品取引所の役員について準用する。

(裁判所の調査依頼)

第一百五条の三 裁判所は、株式会社金融商品取引所の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

第二回 自主規制委員会

(権限等)

第一百五条の四 株式会社金融商品取引所は、自主規制業務を自主規制法人に委託している場合を除き、定期の定めるところにより、自主規制委員会を置くことができる。

2 自主規制委員会は、当該自主規制委員会を設置する株式会社金融商品取引所（以下この項において「特定株式会社金融商品取引所」という。）の自主規制業務に関する事項の決定を行う。

3 自主規制委員会は、自主規制業務に関する事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

4 特定株式会社金融商品取引所の自主規制委員会は、会社法第三百六十二条第四項及び第四百十六条第四項の規定にかかわらず、自主規制業務に関する事項の決定並びに次条第二項に規定する自主規制委員の選定及び第一百五条の七第一項に規定する自主規制委員の解職について、執行役又は取締役に委任することができない。

（組織）

第一百五条の五 自主規制委員会は、自主規制委員三人以上で組織し、その過半数は、社外取締役でなければならない。

2 自主規制委員は、特定株式会社金融商品取引所の取締役の中から、取締役会の決議によつて選定する。

3 前項の決議は、議決に加わることができると取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）で、かつ、出席した社外取締役の過半数をもつて行う。

4 自主規制委員会に自主規制委員長を置き、自主規制委員の互選によつて社外取締役のうちからこれを定める。

5 自主規制委員長は、自主規制委員会の会務を總理する。

6 自主規制委員会は、あらかじめ、自主規制委員のうちから、自主規制委員長に事故がある場合に当該自主規制委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

（任期）

第一百五条の六 自主規制委員の任期は、選定後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2 自主規制委員は、四回に限り再選されることができる。

(解職等)

第一百五条の七 自主規制委員は、特定株式会社金融商品取引所の取締役会の決議によつて解職することができる。

2 前項の決議は、議決に加わることができると取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）で、かつ、出席した自主規制委員の過半数をもつて行う。

3 第百五条の五第一項に規定する自主規制委員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した自主規制委員は、新たに選定された自主規制委員（次項の一時自主規制委員の職務を行う者を含む。）が就任するまで、なお自主規制委員としての権利義務を有する。

4 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時自主規制委員の職務を行う者を選任することができる。

5 裁判所は、前項の一時自主規制委員の職務を行う者を選任した場合には、特定株式会社金融商品取引

所がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取締役の選任及び解任）

第一百五条の八 第百五条の五第三項の規定は、監査役会設置会社である特定株式会社金融商品取引所が株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する場合について準用する。

（緊急の場合の取扱い）

第一百五条の九 第百五条の四第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定株式会社金融商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、公益又は投資者の保護を図るために必要があると認める場合であつて、状況に照らし緊急を要するときは、上場の廃止その他の内閣府令で定める自主規制業務に関する事項を決定することができる。

2 前項の規定により特定株式会社金融商品取引所が上場の廃止その他の内閣府令で定める自主規制業務に関する事項の決定をした場合には、当該株式会社金融商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、自主規制委員会に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

(執行役又は取締役の行為の差止め)

第一百五条の十 自主規制委員は、特定株式会社金融商品取引所の執行役又は取締役が自主規制業務に関し自主規制委員会の決定に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて自主規制業務の適正な運営に著しい支障をきたすおそれがあるときは、当該執行役又は取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の執行役又は取締役に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(業務規程等の変更の取扱い)

第一百五条の十一 特定株式会社金融商品取引所は、当該株式会社金融商品取引所の業務規程その他の規則に定める事項のうち自主規制業務に関連するものとして内閣府令で定めるものの変更又は廃止をしよう

とするときは、自主規制委員会の同意を得なければならない。

(招集権者)

第一百五条の十二　自主規制委員会は、第一百五条の五第四項に規定する自主規制委員長（自主規制委員長に事故があるときは、同条第六項に規定する自主規制委員長の職務を代理する者。次条及び第一百五条の十四において同じ。）が招集する。

(招集請求)

第一百五条の十三　自主規制委員は、自主規制委員長に対し、自主規制委員会の目的である事項及び招集の理由を示して、自主規制委員会の招集を請求することができる。

(招集手続)

第一百五条の十四　自主規制委員会を招集するには、自主規制委員長は、自主規制委員会の日の一週間（これを下回る期間を自主規制委員会で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各自主規制委員に対してその通知を発しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、自主規制委員会は、自主規制委員の全員の同意があるときは、招集の手続

を経ることなく開催することができる。

- 3 特定株式会社金融商品取引所の執行役、取締役、会計参与又は会計監査人は、自主規制委員会の要求があつたときは、当該自主規制委員会に出席し、当該自主規制委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

(決議)

- 第百五条の十五　自主規制委員会の決議は、議決に加わることができる自主規制委員の過半数が出席し、その過半数で、かつ、出席した社外取締役である自主規制委員の過半数をもつて行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する自主規制委員は、議決に加わることができない。
- 3 自主規制委員会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した自主規制委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 4 自主規制委員会が選定する自主規制委員は、第一項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

5 第二項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他自主規制委員会の運営に關し必要な事項は、自主規制委員会が定める。

(議事録)

第一百五条の十六 特定株式会社金融商品取引所は、自主規制委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。

2 当該株式会社金融商品取引所の取締役は、次に掲げるものの閲覧及び謄写をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの

3 当該株式会社金融商品取引所の株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求ができる。

4 前項の規定は、当該株式会社金融商品取引所の債権者が自主規制委員の責任を追及するため必要があるとき及び当該株式会社金融商品取引所を子会社（会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。以下この条、第四目及び第一百二十四条第一項第二号において同じ。）とする金融商品取引所持株会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

5 裁判所は、第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該株式会社金融商品取引所、当該株式会社金融商品取引所を子会社とする金融商品取引所持株会社又は当該株式会社金融商品取引所の子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の許可をすることができない。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読

替えは、政令で定める。

(報告の省略)

第一百五条の十七 特定株式会社金融商品取引所の執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が自主規制委員全員に対して自主規制委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を自主規制委員会へ報告することを要しない。

(公衆縦覧)

第一百五条の十八 特定株式会社金融商品取引所は、自主規制委員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(自主規制委員会の職務執行のための決定)

第一百六条 特定株式会社金融商品取引所の取締役会は、自主規制委員会の職務の執行のため必要なものとして内閣府令で定める事項を決定しなければならない。

(監査役等の出席)

第一百六条の二 監査役会設置会社である特定株式会社金融商品取引所の監査役又は委員会設置会社である

特定株式会社金融商品取引所の監査委員会により選定された監査委員は、必要があると認めるときは、特定株式会社金融商品取引所の自主規制委員会に出席し、意見を述べることができる。

第三回 主要株主

(認可等)

第一百六条の三 地方公共団体その他の政令で定める者（以下この条、第一百六条の十四及び第一百六条の十七において「地方公共団体等」という。）は、第一百三条の二第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第一百三条の二第一項の規定にかかわらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合には、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

3 前項の場合において、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた地方公共団体等（以下この条において「特定保有団体等」とい

う。）は、特定保有団体等になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 第二項の場合において、特定保有団体等は、特定保有団体等となつた日から三月以内に、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

5 特定保有団体等は、前項の規定により株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（認可基準）

第一百六条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が金融商品取引所の業務の公共性に關し十分な理解を有すること。

2 第八十二条第二項の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第八十二条第二項中「前項」とあるのは「第一百六条の四第一項」と、「若しくは第一百六条の二十八第一項」とあるのは「第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十五条の十第一項」と読み替えるものとする。

(認可の拒否等に係る規定の準用)

第一百六条の五 第八十五条の四の規定は、第一百六条の三第一項の認可について準用する。

(報告の徵取及び検査)

第一百六条の六 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、株式会社金融商品取引所の主要株主（第一百六条の三第一項の認可を受けた者をいう。以下この項において同じ。）に対し当該株式会社金融商品取引所の業務若しくは財産に關し参考となる報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の書類その他の物件の検査（当該株式会社金融商品取引所の業務又は財産に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

(監督上の処分)

第一百六条の七 内閣総理大臣は、株式会社金融商品取引所の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し第一百六条の二第一項の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第一百六条の三第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社金融商品取引所の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する認可金融商品取引業協会及び金融商品取引所について準用する。

(認可の失効)

第一百六条の八 株式会社金融商品取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたとき

は、第一百六条の三第一項の認可は、その効力を失う。

- 一 認可を受けた日から六月以内に保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。
- 二 保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。
- 三 金融商品取引所持株会社になつたとき。

2 前項（第三号を除く。）の規定により認可が失効したときは、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（対象議決権に係る規定の準用）

第一百六条の九 第百三条の二第五項の規定は、第一百六条の三、第一百六条の四第一項、第一百六条の七第二項及び第四項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四目 金融商品取引所持株会社

（認可等）

第一百六条の十 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする者又は株式会社金融商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他他の内閣府令で定める場合において、

株式会社金融商品取引所を子会社とすることとなるときには、適用しない。

3 前項に規定する場合において、株式会社金融商品取引所を子会社とすることとなつた会社（以下この条において「特定持株会社」という。）は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社金融商品取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社金融商品取引所を子会社とする会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 第百六条の三第三項及び第五項の規定は、特定持株会社について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第一百六条の十第二項」と、同条第五項中「株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となつたとき」とあるのは「株式会社金融商品取引所を子会社とする会社でなくなつたとき」と読み替えるものとする。

（認可の申請）

第一百六条の十一 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し

た認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本金の額

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五 本店その他の営業所の名称及び所在地

2 前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 第八十二条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

（認可審査基準）

第一百六条の十二 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者が専ら株式会社金融商品取引所を子会社として保有することを目的とする者であること。

二 認可申請者及びその子会社となる株式会社金融商品取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社金融商品取引所の経営管理を適確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

イ 取締役会

ロ 監査役又は委員会

二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第百四十八条、第一百五十二条第一項、第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項、

第一百五十六条の二十六において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第六十六条の二十第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第一百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項若しくは第一百六条の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 認可申請者の役員のうちに第八十二条第二項第三号イからヘまでのいづれかに該当する者があるとき。

五 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（認可の拒否等に係る規定の準用）

第一百六条の十三 第八十五条の四の規定は、第一百六条の十第一項及び第二項ただし書の認可について準用

する。

(議決権の保有制限)

第一百六条の十四 何人も、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

3 前項の場合において、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、金融商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

ただし、当該特定保有者が地方公共団体等である場合であつて、当該地方公共団体等が第百六条の十七第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(対象議決権保有届出書の提出)

第百六条の十五 金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この条において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴取及び検査)

第百六条の十六 内閣総理大臣は、前条の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にその者の書類その他の物件の検査（当該

対象議決権保有届出書の記載に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（主要株主に係る認可等）

第一百六条の十七 地方公共団体等は、第一百六条の十四第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるとこ
ろにより、内閣総理大臣の認可を受けて、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以
上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第一百六条の十四第一項の規定にかかわらず、その保
有する対象議決権の数に増加がない場合その他他の内閣府令で定める場合には、金融商品取引所持株会社
の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

3 前項の場合において、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を
取得し、又は保有することとなつた地方公共団体等（以下この条において「特定保有団体等」とい
う。）は、特定保有団体等となつた日から二月以内に、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百
分の五十以下の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

4 第一百六条の三第三項及び第五項の規定は、特定保有団体等について準用する。この場合において、同

条第三項中「前項」とあるのは、「第一百六条の十七第二項」と読み替えるものとする。

(主要株主に係る認可基準)

第一百六条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融商品取引所持株会社の子会社である株式会社金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が金融商品取引所の業務の公共性に關し十分な理解を有すること。

2 第八十二条第二項の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第八十二条第二項中「前項」とあるのは「第一百六条の十八第一項」と、「若しくは第一百六条の二十八第一項」とあるのは「第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十五条の十第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認可の拒否等に係る規定の準用)

第一百六条の十九 第八十五条の四の規定は、第一百六条の十七第一項の認可について準用する。

(主要株主に対する報告の徵取及び検査)

第一百六条の二十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引所持株会社の主要株主（第一百六条の十七第一項の認可を受けた者をいう。以下この項において同じ。）に対し当該金融商品取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社金融商品取引所の業務若しくは財産に關し参考となる報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の書類その他の物件の検査（当該金融商品取引所持株会社又はその子会社である株式会社金融商品取引所の業務又は財産に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

(主要株主に対する監督上の処分)

第一百六条の二十一 内閣総理大臣は、金融商品取引所持株会社の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が当該金融商品取引所持株会社の子会社である株式会社金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し第百六条の十七第一項の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第百六条の十七第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から

三月以内に、金融商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する認可金融商品取引業協会及び金融商品取引所について準用する。

(主要株主に係る認可の失効)

第一百六条の二十二 金融商品取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第一百六条の十七第一項の認可は、その効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。
二 保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

2 第一百六条の八第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

(業務の範囲)